

令和8年3月吉日

各位

北本市商工会
会長 福島忠夫

「北本市商品券」取扱店の募集について

北本市では国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている全市民（約65,000人）に対し、一人あたり5,000円分（500円券×10枚）の商品券を発行・送付する事業を行います。

北本市内における商工業の総合的な改善発展を目的に設立され、様々な事業を実施してきた「北本市商工会」が北本市から委託を受けて、この事業を実施することとなりました。

つきましては、商品券の取扱店を下記のとおり募集しますので、貴店の販売促進策の一つとして有効であると考えられることから、是非応募していただけるようお願いいたします。

参加を希望する方は、別紙申込書に御記入のうえ、3月23日（月）までに商工会事務局まで提出するか（FAX可）、またはオンラインでの申込フォーム（右下のQRコード）からお申し込みください。

上記の期限は商品券と一緒に各世帯に配布される“ちらし”の取扱店一覧表に掲載可能な期限であり、期限後も応募していただけます。

記

- 1 商品券名 北本市商品券
- 2 対象者 令和8年4月1日現在で、北本市の住民基本台帳に記載されている個人。
- 3 商品券の送付時期 令和8年6月頃から8月頃まで（1か月程度前倒しの可能性あり）
- 4 使用期間 個人の手元に届いた日から令和8年11月30日（月）まで
- 5 発行額面 一人あたり1冊5,000円分（500円券×10枚）
- 6 使用方法 一定金額以上の購入や一度に使える商品券の枚数に制限は設けません。ただし商品券の額面以下の会計だった場合に釣銭は出ません。商品券の現金化は行いません。
- 7 参加店 市内に店舗を有し、実施期間（令和8年6月頃から11月末まで）に継続して営業を行う法人又は個人
- 8 事業参加費 無料
- 9 換金手数料 無料
- 10 換金方法等 換金依頼票に受領済み商品券を添えて市役所に申し込みますと、後日、市から振込指定の金融機関の口座に振り込まれます。
- 11 換金日 令和8年6月以降、月2回程度設定する予定
- 12 宣伝方法 参加店舗等には「ポスター1枚」、「のぼり1枚」を配布します。市および市商工会の公式ホームページや公式SNSにて周知します。
- 13 問合せ先 北本市商工会 【TEL 048(591)4461, FAX 048(591)4043】

申込フォーム



※申込みは別紙の申込書、またはオンラインでの[申込フォーム\(リンクあり\)](https://forms.gle/WqpxL7mJmJmCU72q)、どちらかを利用ください。

「北本市商品券」取扱店申込書

令和8年 月 日

北本市実施の「北本市商品券発行业」の趣旨に賛同し、商品券取扱店として申し込みます。
なお、商取引なく商品券を流通させない等、不正使用をしないことを誓約いたします。

事業所名 _____

※商工会の⇒《 会員 ・ 非会員 》【○で囲む】

※太枠内の情報を“ちらし”に掲載します。

屋号 (店名)	
所在地 (市内の店舗)	〒 北本市
電話番号	
FAX 番号	
電子メール アドレス	_____ @ _____
事業内容	例) 建設業 (電気工事)、飲食業 (寿司) など _____ 業 (_____)

※“ちらし”掲載希望の方は3月23日(月)までに北本市商工会事務局に提出してください (FAX可)。

※上記の期限後も応募は受け付けます。北本市商工会へお問い合わせください。

※この申込書に記載された情報は、北本市商品券の発行者である北本市と共有されますので御了承ください。

※一事業者で運営する店舗が二店舗以上ある場合は、お手数ですが各店舗ごとに申込みをお願いいたします。

北本市商工会 TEL 048-591-4461, FAX 048-591-4043